福岡県規則第二十八号

福岡県災害救助法施行細則

の一部を改正する規則

第 成 三 Ŧ 一 三 四 [年五月 百 九 十 Ť 八 九 号

増 刊 (1)

## 目 次

則 第 一十八号)

規

○福岡県災害救助法施行細則の 部を改正する規則

福祉総務課)

部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則の

規

則

-成二十四年五月1

二十九日

岡県知事 小 Ш

洋

改正する 別表第二の二の項(2)中「二、三八七、 福岡県災害救助法施行細則 昭 和四十年福岡県規則第四十四号) 000円」 を 「二、 四〇 Ø) 000円 部を次のように

1100円」 〇〇円」を「三二、二〇〇円」に、 同表四の項(3)アの表中「一七、三〇〇円」を「一七、 二八、 「二〇、〇〇〇円」を「一九、 三00円 に改め、 に 五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に 五、 に、 六〇〇円」を「二八、 同表十三の項(2)中 を「三九、二〇〇円」に、 一七五、 六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、 九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に改め、同項31イの表中「一 「一三四、 五〇〇円」に、 九〇〇円」 「三二、八〇〇円」を「三二、七〇〇円」に、 二〇〇円」を「一三三、九〇〇円」に改める 「四九、 「三七、 三五、 八〇〇円」 一六〇、 四〇〇円」 〇〇〇円」を「三六、 二〇〇円」に、「二二、 を「四九、 四〇〇円」を「六〇、 を「三五、 七〇〇円」 = 00 九〇〇 K

平成24年5月29日

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日